

第7回 安来市農業委員会議事録

令和6年1月22日 午後2時00分 第7回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君
18 番 齋藤 哲君	19 番 渡辺 和則君		

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年1月22日 1日
日程第 3	議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第25号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 5	議第29号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 6	議第30号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第26号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 8	報第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 9	報第28号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第7回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第7回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により15番 佐々木委員、17番 吉村委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君

日程第3 議第28号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページから5ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、7件で、所有権移転が6件、使用貸借権設定が1件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は8.3キロ、農機具は田植機1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■です。2番及び3番は譲受人が同じですのであわせて説明させていただきます。2番及び3番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は2番、3番とも300メートル、農機具は田植機2台、トラクター5台、乾燥機5台、コンバイン3台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、2番が申請面積に対し■、3番が申請面積に対し■です。4番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は30メートル、農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、もみすり機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。5番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100メートル、農機具はコンバイン1台、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。6番は、経営移譲による使用貸借権設定で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100メートル、農機具は田植機1台、トラクター1台、乾燥機1台、コンバイン1台、耕運機1台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。7番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は車で3分、農機具はコンバイン2台、トラクター3台、田植機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1 番の案件について 1 番 岩崎委員 お願いします。

1 番：岩崎 金己君

1 番 岩崎です。今回の申請地の事です、所有権移転でございます。現在の申請地の西側併設地は譲受人の所有地でありまして、現在ミカンを植えられ栽培されておられます。今後の申請地の取得におかれましては、梅の木を植えられ一体的に管理、利用される予定です。また、周辺農地は個人が耕作される農地であり、担い手等への利用集積等を阻害するものではありません。よって申請は妥当と判断しました。以上です。

議 長：齋藤 哲君

2 番、3 番、6 番の案件について 5 番 永塚委員 お願いします。

5 番：永塚 知芳君

5 番 永塚でございます。まず2 番と3 番と一緒に説明させていただきます。それぞれ譲受人と一緒にいう事になりますので説明させていただきます。元々20 年前よりこの2 番3 番は譲受人が耕作しておりました。先月も同様なことがありましたが、この地区には4 人の担い手がございます。その4 人の担い手のうち一番多くやっている担い手でございまして、これは圃場整備に伴うものでもございます。先ほど申し上げましたように20 年前より耕作しておりますので、周りに影響することは全くございません。2 番3 番については以上です。6 番についてでございますが、これは親子関係ではありますが、年金受給のための移譲するものでして他には影響は全くありませんので、移譲のための申請という事になります。以上です。

議 長：齋藤 哲君

4 番、5 番の案件について 13 番 塩見委員 お願いします。

13 番：塩見 秀雄君

13 番 塩見です。4 番案件から説明をさせていただきます。譲渡人は県外に出ておられます。譲受人が今回この農地をもらえるわけですが、さっき説明がありました通作距離が30m という事で、譲受人の家の真ん前の農地であります。以前からずっと譲受人が耕作されておられました。今回の案件で贈与という事でいただくことになった案件であります。周辺農地に影響はないと考えますので、委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。5 番についても譲渡人が同じ方です。この案件については譲受人が以前農地を分筆してこの譲渡人の方にあげておられました。それが今回この農地を整理するという事で、また譲り渡された、今回譲り受ける方ですが、農地をお返しするという格好の案件になります。よって周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

7 番の案件について 14 番 渡邊委員 お願いします。

14 番：渡邊 克実君

14 番 渡邊でございます。7 番案件についてご説明いたします。譲受人は5271.51a の耕作面積で担い手として意欲的に営農に取り組んでおられます。また、申請地は譲受人の耕作地に隣接しており、他農地等への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、2 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、3 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、4 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、5 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、6 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に、7 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 報第25号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

6ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。7ページに案件の内容、8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は製品倉庫で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について8番 木戸委員をお願いします。

8番：木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第29号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題と

します。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

9ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定につきましては、お手元にお配りしております別紙資料1をご覧ください。市から意見を求められたのは、除外9件で、うち安来地域5件、広瀬地域2件、伯太地域2件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 吉木 武君

農林振興課の吉木です。よろしくお願いします。今回農用地区域から除外予定の面積は5,541.52㎡で、公用公共用施設用地、工場事務所用地等、一般住宅、その他の用途の9件です。資料の1ページに全体面積、2～3ページに変更理由別面積を掲載しております。除外のうち、携帯電話基地局の公用公共用施設用地の案件を除いた、8件5,539.52㎡が農地転用許可を要する事業計画となります。該当地の土地調書は7～8ページ、広域の位置図は9ページです。それでは個別の案件についてご説明いたします。始めに整理番号8の携帯電話基地局用地については、電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局関係であり、農地転用許可不要となります。前回除外済の施設の改修によるものであり、電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。農地の末端部分であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号1、清井町の公用公共用施設用地（集会所駐車場及び多目的広場）、面積738.62㎡の案件について、資料を10～12ページに掲載しております。申出者は38世帯で構成されている清井町の地縁団体です。この度の土地改良事業に併せ、集会所の移転新築、廃棄物集積所、駐車場、多目的広場の整備について計画されたものであります。集会所の老朽化、トイレや畳敷きの居室で立ったり座ったりが厳しいとの住民の意見によるものです。土地改良後の換地に先立ち、整備を行いたいという意向のもと、今回の除外申出に至ったものです。土地改良後には周囲は道路に囲まれ、農地はない状況になるため、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号2、切川町の工場事務所用地、面積971㎡の案件について、資料を13～15ページに掲載しております。申出者は関西で獣医師を営んでおられましたが、切川町にUターン、往診専門の獣医師をされつつ、ドッグラン併設のレストハウスを開業される予定です。申出地北に事務所・駐車場を整備予定であるが、レストハウスに隣接するドッグランを整備するには余剰がなく、周辺で候補地を検討したところ、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく隣接農地である申出地が選定されたものです。西に農地の広がりますが、一団の農地の隅であるため、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号3、吉岡町の一般住宅、面積530㎡の案件について、資料を16～18ページに掲載しております。申出者は、市内アパートに妻と二人で住んでいますが、第1子の誕生に伴い住まいが手狭になることで、子育て支援が受けやすい実家近辺で戸建て住宅の建築を計画しました。周辺に利用可能な宅地等もなく、子の急病時などを勘案し、やむなく実家近くの農地である申出地が選定されたものです。西は住宅地・山林に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号4、吉岡町の一般住宅、面積383㎡の案件について、資料を19～21ページに掲載しております。整理番号3の申出者とはご兄弟で、場所も隣になります。申出者は妻と子の3人世帯であり、市内アパートに住んでいますが、第2子の誕生に伴い住まいが手狭になることで、子育て支援が受けやすい実家近辺で戸建て住宅の建築を計画しました。周辺に利用可能な宅地等もなく、子の急病時などを勘案し、やむなく実家近くの農地である申出地が選定されたものです。西は住宅地・山林に隣接した農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号5、植田町の工場事務所用地、面積2,144㎡の案件について、資料を22～24ページに掲載しております。申出者は障がい者就労支援施設で菓子、パン等の製造販売を行う社会福祉法人です。令和4年に申出地

西側に工場・店舗・カフェをオープン、順調な経営を展開している。障がい者の就労支援活動の拡充を図るため、この度和菓子・蕎麦の製造販売を行う工場の建設を計画をされたものです。施設利用者だけではなく地域の集いの場となるような環境構築を目的としているため、現在のカフェ、工場隣接地が必要であり、やむなく農地である申出地が選定されたものです。南北、東に農地の広がりがありますが、現在のカフェ、工場に隣接しているため、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号6、伯太町安田中の一般住宅、面積300㎡の案件について、資料を25～27ページに掲載しております。申出者は、市内アパートに妻と子の三人で住んでいますが、子の成長に伴い住まいが手狭になることで、子育て支援が受けやすい実家近辺で戸建て住宅の建築を計画しました。実家隣接の伯太町横屋で候補地を探しましたが、レッドゾーンにより住宅建設ができず、祖父宅近くの農地である申出地が選定されたものです。東には農地の広がりがあるが、申出地は一団の農地の隅にあるため、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。また、この地区は圃場が計画されていますが、今後の圃場計画地からは除外される旨、申出者と地元の圃場促進協議会でやりとりをいただいています。あわせて、市の圃場整備担当であります農林整備課へも情報提供を行ったところです。続いて整理番号7、伯太町東母里の工場事務所用地、面積463㎡の案件について、資料を28～30ページに掲載しております。申出者は従業員14名を雇用する醤油、金山寺味噌等の製造販売を行う企業です。現在の工場では狭くなってきたため、申出地の取得により工場及び倉庫等の増設を計画するものです。増設は、醤油仕込み蔵、原料処理・圧搾室288㎡、倉庫、従業員休憩室357.5㎡です。既設の工場に近接している必要があるため、申出地が選定されました。南、東に農地の広がりがありますが、現在の工場に隣接しているため、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。続いて整理番号9、広瀬町布部の墓地、面積9.9㎡の案件について、資料を35～37ページに掲載しております。申出者は自宅周辺の農地を耕作する農家です。近隣の山の中に墓地を所有しているが、高齢化により、自宅からの距離500メートル、勾配30%ある山の中の墓の管理が困難となってきました。寺の墓地には空きがなく、周辺に共同墓地もないため、自宅周辺での墓地移設を計画したものです。候補地について、自宅近隣原野など検討したが所有者の同意を得られず断念。申出地が選定されました。周辺は山林に囲まれた広がりのない農地であることから、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。以上、8件の除外についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、7番 北中委員長の報告をお願いします。

7番：北中 宏一君

7番 北中でございます。去る1月11日に農地対策委員会で現地調査をしてまいりました。どの候補地も農振除外をするに妥当であるというのが農地対策委員会の判断でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。ないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：堀江 規恵君

先ほど北中農地対策委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでございましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適当ではないかと考えます。よろしくをお願いします。

議 長：齋藤 哲君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議 長：齋藤 哲君

それでは、意見がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することになります。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 議第30号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。議事の前に、安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、12番 新田里恵委員、19番渡辺委員の退席を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権227件、面積47万8千137㎡、使用貸借権32件、面積2万4千985㎡、全体で259件、総面積が50万3千122㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課 清水でございます。議第30号についてご説明いたします。詳細は15ページから36ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1から64まで、飛びまして番号70から73までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号65から69までが農地中間管理事業による利用権設定となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

7番：北中 宏一君

はい。

議 長：齋藤 哲君

7番 北中委員。

7番：北中 宏一君

7番 北中です。ちょっとしたミスだと思うんですけど、29ページの53番の新規、再設定の表記がどちらでしょうか。

農林振興課：清水 仁志君

失礼いたしました。確認の上、追記をいたします。ありがとうございます。

農林振興課：清水 仁志君

すいません。失礼いたします。先ほど議第30号にて北中委員さんからご指摘を受けました29ペー

ジの申請番号53について、確認したところ再設定でございました。大変失礼いたしました。

議 長：齋藤 哲君
他にありませんか。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、12番 新田里恵委員、19番 渡辺委員の退席を解除します。

議 長：齋藤 哲君
日程第7 報第26号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
37ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。38ページから41ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、7件で、相続が6件、遺産分割が1件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第8 報第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
42ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。43ページから45ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、8件で、農地法による賃貸借の解約3件、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約5件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第9 報第28号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。47ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は2件で、いずれも島根県松江県土整備事務所長担当部署広瀬土木事業所より届出があったものです。1番は、事業名が、「安来木次線（切川2工区）社会資本整備総合交付金事業」で、令和6年1月1日から令和9年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。2番は、事業名が、「草野横田線（東比田2工区）防安交付金（改築）事業」で、令和6年1月1日から令和7年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第7回安来市農業委員会会議を閉会します。

（午後 2時51分）